○法務省告示第百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ハイチック	山梨県甲斐市下今井九百十七番地三	畜産農業

○法務省告示第百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号の表に次のように加える。

株式会社山本工業	千葉県柏市藤心九百六十三番地の三	鉄工

○外務省告示第百三十三号

平成二十五年十二月十三日に東京で、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十六年四月十五日

外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、フィリピン共和国政府による災害の危険度に応じた管理の能力を高めるための努力を促進することに特に焦点を合わせつつ、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五百億円（五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、日本国政府による災害復旧スタンド・バイ借款の下での災害の危険度に応じた管理計画（以下「計画」という。）においてフィリピン共和国政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、フィリピン共和国内の輸入者が調達適格国の供給者に対して既に行ったか又は将来行う支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　フィリピン共和国政府は、フィリピン共和国政府の名義でフィリピン中央銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をフィリピンの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、フィリピン共和国政府の国家予算に編入され、フィリピン共和国政府による計画の実施を支援するために使用される。

5　フィリピン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

6　フィリピン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7(1)　フィリピン共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、借款及びそれから生ずる利子に対し又はそれらに関連し、ＪＩＣＡに対してフィリピン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を負担する。

(2)　前記の租税負担に関連して、フィリピン共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、租税及びその他同様の課徴金の清算又は支払に責任を持つ。

8　フィリピン共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

9(1)　フィリピン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び計画に関連するその他の情報

(2)　両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使用及び計画の実施の進捗状況を随時検討し、必要に応じ、計画の効果的かつ円滑な実施及び借款の適正な使用を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討に参加するよう招かれる。

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十三日に東京で

日本国外務大臣　岸田文雄

フィリピン共和国外務大臣

アルバート・デル・ロサリオ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をフィリピン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年十二月十三日に東京で

フィリピン共和国外務大臣

アルバート・デル・ロサリオ

日本国外務大臣　岸田文雄閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百八十七億三千二百万円（一八、七三二、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。